

事 務 連 絡
令和7年11月21日

各都道府県中小企業支援担当部長 } 殿
各都道府県労働政策担当部長 }

内閣官房 日本成長戦略本部事務局 内閣参事官
総務省 自治行政局 行政課長
厚生労働省 労働基準局 賃金課長
経済産業省 中小企業庁 企画課長

重点支援地方交付金を活用した中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備のお願い

日頃より中小企業政策、労働政策の推進に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、各地方公共団体におかれましては、地域の実情に応じた中小企業支援策を講じていただいております。重ねて御礼申し上げます。

本日閣議決定された『強い経済』を実現する総合経済対策 ～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」において、地域の実情に応じて、困難な状況にある事業者をしっかりと支えるとの観点から、重点支援地方交付金を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しするなど、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備に向けた取組を強化していくこととされました。

これを踏まえ、各地方公共団体におかれましては、地域経済の担い手である中小企業の持続的成長を確保するため、重点的・効果的な賃上げ支援策を講じることを御検討いただきますようお願いいたします。重点支援地方交付金の拡充については、今後、令和7年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みです。現時点では予算成立前の準備行為としての依頼になりますが、年末・年度末にかけて賃金改定を予定する企業が多いことから、できるだけ早期の事業化をお願いします。

また、一部地方公共団体で既に講じられた賃上げ支援の事例をまとめましたので、御参照いただければ幸いです。

各都道府県におかれましては、関係部局及び都道府県内の各市区町村に対しても、この旨を周知いただき、あわせて、事業を実施する際には、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくよう、よろしくお願いします。

なお、別添３のとおり、総務省から各都道府県担当部局に対して、物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び重点支援地方交付金の活用を検討するよう依頼がなされています。貴職におかれましては、効果的な施策が講じられるよう、担当部局と連携して対応いただきますようお願いいたします。

今後、本交付金を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際は御協力のほどお願い申し上げます。

【参考】「強い経済」を実現する総合経済対策

～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（抜粋）

第２章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第１節 生活の安全保障・物価高への対応

１．足元の物価高への対応

（１）地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応

「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・ 生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やＬＰガス・灯油使用世帯への給付等の支援を、
- ・ 事業者については、特別高圧やＬＰガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。（略）事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

(1) 賃上げ環境の整備

2025 年度の改定により、最低賃金は、全国加重平均で 1,121 円、引上げ幅 66 円となり、過去最高額となった。

適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく。「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。

中小企業・小規模事業者の業務改善・設備投資に対する支援を強化するとともに、企業の継続的な賃上げを後押しする賃上げ促進税制の活用を通じて、賃上げモメンタムの維持、向上を図る。

「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を行う。

賃上げの裾野を正社員以外にも広げる観点から、非正規雇用労働者の処遇改善等を行う事業者を支援するキャリアアップ助成金の活用を促進する。

今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。2026 年の春季労使交渉に向けた、政労使の意見交換を行う。

【添付資料】

- (別添 1) 令和 7 年 1 月 21 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡抜粋
- (別添 2) 重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例
- (別添 3) 物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び重点支援地方交付金の活用について（通知）

【照会先】

内閣官房 日本成長戦略本部事務局

電話：03-5253-2111

総務省 自治行政局 行政課

電話：03-5253-5510

厚生労働省 労働基準局 賃金課

電話：03-5253-1111（内線：5414、5373）

中小企業庁 事業環境部 企画課 / 経営支援部 経営支援課

電話：03-3501-1511（内線：5231（企画課）、5331（経営支援課））

事務連絡
令和7年11月21日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

「重点支援地方交付金」の拡充について

本日閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（以下「経済対策」という。）において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）について、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたところです。

また、本日、高市内閣総理大臣による会見において、重点支援地方交付金の予算規模を2兆円とすること、重点支援地方交付金を活用した物価高対策の早期執行に向けた準備を地方公共団体に進めていただきたい旨発言があったところです。

つきましては、都道府県及び市区町村におかれましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を踏まえ、重点支援地方交付金を活用した物価高対策について、下記のとおり、可能な限り年内での予算化に向けた検討を前広に進めていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、庁内関係部局及び貴管内市区町村へもこの旨速やかに周知いただき、市区町村において対策の早期執行に向けた検討を進めていただくよう周知をお願いします。

なお、重点支援地方交付金の拡充については、今後令和7年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みとなります。詳細については政府における補正予算案の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたします。現時点では、今般の経済対策を前提とした準備行為であるため、今後変更があり得ることに御留意ください。

記

1. 推奨事業メニューを活用した支援について

今般の経済対策において、推奨事業メニューについては、

- 「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPGガス・灯油使用

世帯への給付等の支援を、

- ・ 事業者については、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、低所得者世帯や高齢者世帯をはじめ困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、いわゆるお米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援を措置するとともに、事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。その際、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。

といった旨が盛り込まれたところです。

また、重点支援地方交付金の活用については、以下の記載が盛り込まれたところです。

- 賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者に対しても賃上げを可能とする環境を整備する。価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化、省力化投資支援等に加え、「重点支援地方交付金」の拡充を通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げや設備投資に踏み出せる環境を整備する。
- 「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。
- 「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った確かな支援を行う。
- 「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。
- 当分の間税率の廃止に伴う燃料油価格激変緩和対策補助金の終了により影響を受ける方々への支援については、「重点支援地方交付金」やその他各業種向けの施策を活用して行う。

2. 食料品の物価高騰に対する特別加算について

今般の経済対策において、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、食料品の物価高騰に対する支援を措置することとされました。これを踏まえ、推奨事業メニューの中で、市区町村に対応いただきたい必須項目として、「食料品の物価高騰に対する支援についての特別加算」を設けることとしております。市区町村におかれては、こうした制度趣旨を踏まえ、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援の実施をお願いいたします。

3. 交付限度額の目安を踏まえた検討について

重点支援地方交付金の追加配分2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）に係る交付限度額は、令和6年度の財政力指数の増減が大きい地方公共団体を除き、令和6年度一般会計補正予算（第1号）令和6年12月17日限度額通知に係る交付限度額

の【都道府県で概ね240%以上、市区町村で新たに設ける食料品の物価高騰に対する特別加算も含め概ね330%以上】となる見込みです。

各地方公共団体別の交付限度額については補正予算成立を待つて正式に通知いたしますが、以上を踏まえ、都道府県及び市区町村におかれましては、早期執行の趣旨を十分御理解の上、上述の交付限度額の目安を参考にいただき、市区町村における生活者に対する食料品の物価高騰支援の追加的な実施を含め、推奨事業メニューを活用した支援について、地域の実情に応じ、可能な限り年内での予算化に向けた検討を前広に進めていただきますようお願いいたします。

4. 重点支援地方交付金の対象について

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であつて、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能です。）。

具体的には、以下の①から⑩までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組を御検討ください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

【推奨事業メニュー】

<生活者支援>

①食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LP ガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域

の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

＜事業者支援＞

⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業も交付対象とします。

※②・③等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、④については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑧については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

5. 推奨事業メニューの検討にあたっての留意事項について

(各府省庁からの情報提供について)

今般の経済対策においては、「その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護・保育や中小企業、食料といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。」旨が盛り込まれたところです。

つきましては、各府省庁において、この後速やかに、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市区町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が提供されますので、1. の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にいただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いします。

(事業の対象について)

従前の取扱いと同様に、令和7年度に実施される事業（地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業又は地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業）は、交付決定前に着手した事業であっても対象となる見込みです。

(商品券等の活用について)

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和4年11月4日付け事務連絡）のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討してください。

(事務コストの削減等について)

事業の実施に当たっては、事務コストの削減や速やかな支援の実施が図られるよう工夫してください。

(重点支援地方交付金を活用した旨の明記について)

事業の実施の際には、別添4を参照いただき、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

6. 地方公共団体における可能な限り年内での予算化に向けた検討状況のフォローアップへの御協力について

今般の経済対策においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。」とされたところであり、推奨事業メニューを活用した支援について、前広に実施していただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市区町村に対し、可能な限り年内での予算化に向けた検討状況、事業開始予定時期、重点支援地方交付金を活用した旨の明記の有無等について定期的にフォローアップさせていただく予定ですので、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分御理解の上、フォローアップ等に御協力いただきますようお願いいたします。

<関係資料一覧>

- 別添 1 経済対策 本文（関係箇所抜粋）
- 別添 2 経済対策 政策ファイル（関係箇所抜粋）
- 別添 3 重点支援地方交付金の追加
- 別添 4 国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例

以上

【問合せ先】

内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

価格転嫁の推進

新潟県新潟市 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の推進（公共調達）

✓事業目的：

物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。

✓事業概要：

物価高騰による原材料費等の価格上昇に対応するため、長期継続契約にて委託を実施している公共調達について年度途中で物価高騰に対応する形で労務費を含めた価格転嫁を実施。（清掃事業者、学校給食の調達等）

✓事業実施期間：

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額：

約56,000千円

✓執行スキーム：

新潟県新潟市



委託事業者

関連する主な国の支援策等：

- ・ よろず支援拠点 価格転嫁サポート窓口
（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）
- ・ パートナースhip構築宣言
- ・ 価格交渉促進月間

価格転嫁の推進

北海道清里町 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進（公共調達）

✓事業目的：

物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。

✓事業概要：

物価高騰による原材料費等の価格上昇に対応するため、公共調達について年度途中で物価高騰に対応する形で労務費を含めた価格転嫁を実施。（公共施設運営費等）

✓事業実施期間：

令和6年4月～令和7年3月

✓事業予算額：

約28,750千円（一部充当）

✓執行スキーム：

北海道清里町



委託事業者

関連する主な国の支援策等：

- ・ よろず支援拠点 価格転嫁サポート窓口
（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）
- ・ パートナースhip構築宣言
- ・ 価格交渉促進月間

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

伴走支援の強化

埼玉県草加市 事業者伴走型創業・再展開支援強化事業

✓事業目的：

物価高騰に直面する事業者等の経営体力の維持・強化を図る。

✓事業概要：

商工会議所の相談員を増員し、専門人材による伴走支援体制を構築。事業者の経営体力の維持・強化を図るため、企業に寄り添いながら、事業者の創業、再展開期や事業承継等の事業活動を支援する。

✓事業実施期間：

令和6年4月～令和7年2月

✓事業予算額：

13,000千円

✓執行スキーム：

埼玉県草加市



草加商工会議所

関連する主な国の支援策等：

- ・ 商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援（事業環境変化対応型支援事業）
- ・ よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）
- ・ 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型補助金）

省力化・生産性向上支援

大分県 大分県省力化・生産性向上支援補助金

✓事業目的：

物価上昇の中で生産性を向上させ賃金を上げる中小企業等を支援するため、奨励金の支給を行う。

✓事業概要：

国の省力化投資補助金(カタログ注文型)やIT導入補助金（インボイス枠インボイス対応類型）を活用して省力化や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等の負担を軽減しDX投資を促進するため、事業実施主体が要する経費に対し、補助金を交付。

✓事業実施期間：

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額：

64,000千円

✓執行スキーム：

大分県



補助金事務局



採択企業

関連する主な国の支援策等：

- ・ IT導入補助金、ものづくり補助金、持続化補助金
- ・ 新事業進出補助金（中小企業新事業進出促進事業）
- ・ 省力化投資補助金（中小企業省力化投資促進事業）

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

経営構造転換の促進

長野県 中小企業経営構造転換促進事業

✓事業目的：

引き続き業況が厳しい中小企業の持続可能な経営形態への転換を促進し、昨今の社会経済変化への対応や競争力強化への取組を支援する。

✓事業概要：

原材料価格等の高騰により厳しい経営状況にある県内中小企業の競争力を強化するため、国の生産性革命補助事業への県単独の上乗せ補助を拡充（補助対象枠・採択可能件数の拡充）

✓事業実施期間：

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額：

約170,000千円

✓執行スキーム：

長野県（現地機関）



採択企業

関連する主な国の支援策等：

- ・ものづくり補助金、I T導入補助金、持続化補助金
- ・新事業進出補助金（中小企業新事業進出促進事業）
- ・省力化投資補助金（中小企業省力化投資促進事業）

金融支援

神奈川県川崎市 信用保証料補助金

✓事業目的：

物価高騰等による影響を受けている中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や収益力の改善を図る。

✓事業概要：

市融資制度の「伴走支援型経営改善資金」「伴走支援型経営力強化資金」の信用保証料を補助。

✓事業実施期間：

令和6年4月～令和7年1月

✓事業予算額：

約162,000千円

✓執行スキーム：

神奈川県川崎市



川崎市信用保証協会

関連する主な国の支援策等：

- ・経営改善サポート保証（中小企業信用補完制度関連補助事業）
- ・協調支援型特別保証（同上）等

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

一定額以上の賃上げに向けた取組支援

群馬県 ぐんま賃上げ促進支援金

✓事業目的：

物価上昇を上回る賃上げを実現することに加え、県内中小企業の稼ぐ力の強化や生産性向上を支援し、継続的な全国トップクラスの賃上げを目指す。

✓事業概要：

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合、一人当たり3万円又は5万円の支援金を支給する。支給対象は、パートナーシップ構築宣言を要件化。

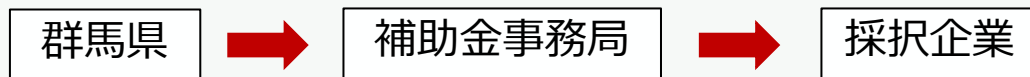
✓事業実施期間：

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額：

2,700,000千円

✓執行スキーム：



関連する主な国の支援策等：

- ・パートナーシップ構築宣言
- ・商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援
(事業環境変化対応型支援事業)
- ・よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援
(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

最低賃金引上げへの対応

佐賀県 佐賀型賃金upプロジェクト 中小企業生産性向上支援補助金

✓事業目的：

原材料やエネルギー価格の高騰、人材不足など厳しい経営環境の中で、県内中小企業が生産性向上を図るために実施される補助制度。デジタル技術を活用した業務改善や、生産効率の向上、新商品の開発、販路拡大など幅広い取り組みを支援することで、企業の収益力向上に寄与。

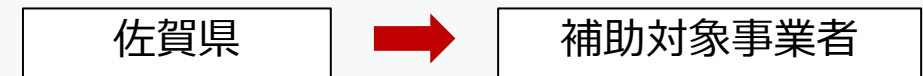
✓事業概要：

- ①～③の全ての項目を満たす事業者に対して、設備投資等に要する費用の3分の2を補助（上限あり）。
- ①令和5年10月15日から令和7年11月30日までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引上げに伴う賃金を支給していること。
 - ②令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にしていること。
 - ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金を下回っていないこと。

✓事業予算額：

約250,000千円
※令和7年9月補正予算で実施。

✓執行スキーム：



総行行第 5 1 3 号
総行経第 6 2 号
令和 7 年 11 月 21 日

各都道府県財政担当部長
各都道府県行政改革担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市行政改革担当局長
各指定都市契約担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)
総務省自治行政局行政経営支援室長
(公 印 省 略)

物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び 重点支援地方交付金の活用について（通知）

政府においては、賃上げが物価上昇を上回る状況を実現し、家計の実質所得を確保することが喫緊の課題であるという認識のもと、企業が継続的かつ安定的に賃上げできる環境を整えるため、「官」が先導して取組を進める観点から、官公需の価格転嫁の徹底を図ることとしています。

総務省においては、「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（通知）」（令和 7 年 6 月 26 日付け総務省自治行政局行政課長、行政経営支援室長通知）等により、地方公共団体の発注における適切な価格転嫁を実現する観点から、地方公共団体の入札・契約手続において留意いただきたい事項をお示しし、適切な価格転嫁に向けた一層の取組を行っていただくよう周知してきたところです。

本日閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「総合経済対策」という。）において、「国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保するとともに、「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する」ことが決定されました（別添 1：総合経済対策（抜粋））。

貴職におかれましては、改めて、下記事項に留意の上、地方公共団体の発注における価格転嫁の取組を徹底していただくとともに、別添 2 の「重点支援地方交付金」を

活用した公共調達における価格転嫁促進の事例も参考としながら、重点支援地方交付金の活用及び可能な限り早期の予算化をご検討いただきますようお願いいたします。また、事業の実施の際には、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いいたします。

今後、重点支援地方交付金を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、この旨周知願います。

なお、別添3のとおり、関係省庁から各都道府県商工担当部局に対して、中小企業・小規模事業者に対する賃上げ支援策に重点支援地方交付金の活用を検討するよう依頼がなされています。貴職におかれましては、効果的な施策が講じられるよう、商工担当部局と連携して対応いただきますようお願いいたします。

重点支援地方交付金の拡充については、今後令和7年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みとなります。詳細については政府における補正予算案の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたします。現時点では、今般の経済対策を前提とした準備行為であるため、今後変更があり得ることに御留意ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 地方公共団体の発注に当たっては、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、必要な予算額を確保した上で、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成を行うこと。また、ビルメンテナンス業務については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和7年9月5日付け総務省自治行政局行政課長通知）も参考に、予定価格の作成を行うこと。
2. 低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に活用することは、契約内容の適正な履行の確保はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を担保するものであることから、原則として全ての請負契約において制度を導入することを検討すること。
3. 最低賃金の改定や資材価格の高騰など実勢価格の変化に応じた契約期間中における契約金額、指定管理料の変更を適切に実施すること。また、当該変更についての条項（スライド条項等）をあらかじめ契約に定めることについても、積極的に検討されたいこと。
4. 重点支援地方交付金については、上記1.の入札時や3.の契約変更時において、

当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分の上乗せを行うなど、地方公共団体が発注する請負契約における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のために活用可能となる見込みであることから、同交付金の活用及び可能な限り早期の予算化を積極的に検討されたいこと。

5. 上記のほか、令和8年度の予算編成においては、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格反映した予算編成となるよう、予算編成に関する具体的な方針を定め、その旨を公表するとともに、議会に対しても適切に説明を行うこと。

重点支援地方交付金の追加

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額 : 2.0兆円
- 対象事業 : エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①食料品の物価高騰に対する特別加算	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
③物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑧農林水産業における物価高騰対策支援
④消費下支え等を通じた生活者支援	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

＜追加額 2.0兆円＞

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金の拡充

- 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
 - ① **食料品の物価高騰に対する特別加算**〔いわゆるお米券等〕を措置
 - ② **賃上げ環境整備**〔中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引き上げを行う地域の事業者〕を**推奨事業メニューに追加**。
- 地方自治体における**速やかな事業実施を依頼**

【推奨事業メニューによる対応】

【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

【事例】

- 食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】
 - ・市内で食料品等の購入に利用できるさやりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与(上限2,000ポイント)
- 食料品の現物支給【岩手県遠野市】
 - ・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品(4,000円相当)を支給

【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

【事例】

- 収益力向上に係る支援【山形県】
 - ・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助(補助上限300万円等)
- 賃上げに係る支援【群馬県】
 - ・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円(上限40人)を支給

【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

【事例】

- 中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】
 - ・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣
- 農業資材等に係る支援【千葉県山武市】
 - ・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記(R6補正～)

【速やかな事業実施に向けて】

- ・ 国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- ・ 11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- ・ 関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- ・ 地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金 ものづくり補助金 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト
はこちらから

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ



中小企業庁
ミラサポplus



業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充!

- ・対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

〈補助上限〉30万円～600万円 〈助成率〉3/4～4/5

〈助成対象経費の例〉 機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング:国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他:顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先

業務改善助成金コールセンター:0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

〈対象となる方〉

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |
| ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース | |

〈支援内容〉 ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

詳しくはこちら



問合せ先

都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

詳しくはこちら



問合せ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:
0570-666-376

補助上限:最大450万円
補助率:1/2～4/5

中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大1億円 ※従業員数による
補助率:1/3～2/3

詳しくはこちら



問合せ先

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター:
0570-099-660

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大4,000万円
補助率:1/2～2/3

詳しくはこちら



問合せ先

ものづくり補助金事務局
サポートセンター:
050-3821-7013

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。 **※令和7年度の交付申請は11月28日(金)まで！**

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

詳しくはこちら



人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

詳しくはこちら



人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

詳しくはこちら



早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠

補助上限:50万円(賃金引上げ特例:150万上乘せ)

補助率:2/3(賃金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

問合せ先

<一般型・通常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら



商工会地区



商工会議所地区

成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円

補助率:1/2

要件:100億宣言を行っていること
投資額1億以上 他

詳しくはこちら



省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

問合せ先

・一般社団法人環境共創イニシアチブ

・(Ⅰ)工場・事業場型

(先進枠) 03-5565-3840

(一般枠/中小企業投資促進枠)

03-5565-4463

・(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型

03-5565-3840

・(Ⅳ)エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

詳しくはこちら



中小企業新事業進出補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

補助上限:最大9,000万円

補助率:1/2

問合せ先

新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム):

<https://shinjigyouserv.jp/>

詳しくはこちら



賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除

詳しくはこちら



固定資産税の特例措置

生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

問合先

<先端設備等導入計画の作成等>
・先端設備等の導入先の市区町村
<税制>
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821

詳しくはこちら



企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に必要なとする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

問合先

日本政策金融公庫
電話番号:0120-154-505

詳しくはこちら



賃上げ貸付利率特例制度

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

問合先

日本政策金融公庫
電話番号:0120-154-505

詳しくはこちら



賃金引き上げ特設ページ(厚労省)

最低賃金の情報や賃上げ事例を発信！
賃金引上げに向けた取組事例や各都道府県の賃金引上げ支援策を掲載

- ◆ 最低賃金額や発効日等の情報、賃金引上げの取組事例等を掲載しています。
- ◆ 厚生労働省の運営する「最低賃金特設サイト」内に設置しています。

詳しくはこちら



賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト(中企庁)

賃上げや最低賃金の対応をサポート！
収益向上のヒント、補助金・助成金・税制・相談窓口などをまとめてチェック

- ◆ 賃上げ原資の確保に役立つ支援策を一覧で参照できます。
- ◆ 中小企業庁の運営する補助金サイト「ミラサポplus」内に設置しています。

詳しくはこちら



適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(改正下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら



働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら



問合先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

問合先

各都道府県のよろず支援拠点

詳しくはこちら



下請かけこみ寺

※令和8年1月1日より、取引かけこみ寺に名称変更予定。

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

問合先

フリーダイヤル：0120-418-618
※お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

詳しくはこちら



伴走支援の強化

今回の最低賃金引き上げに伴い各支援機関での伴走支援の強化を行っております。最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関(商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継引継ぎセンター等)までお越しく下さい。

※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトからご確認ください。